

文部時報

第五百八十四號

目次

卷頭 (格言三則)

中等學校教授要目改正要旨特輯

中等學校教授要目改正に就いて……………文部次官 河原 春作……………二

師範學校中學校及高等女學校教授要目の改正と

新教授要目の運用に就いて……………文部省普通學務局長 菊池豊三郎……………五

實業學校諸規程改正竝に教授要目改正

及制定に就いて……………文部省實業學務局長 藤野 惠……………一一

中等學校改正教授要目の趣意……………文部省……………一九

◇修身……………一九

◇公民科……………三〇

◇教育……………四七

◇國語漢文……………五六

◇歴史……………六九

◇地理……………九四

高等小學裁縫新教授書第二學

年用について……………文部省督學官 成田 順……………一〇八

學校備附ピアノ及オルガンの

管理に就いて……………東京音樂學校樂器掛……………一一〇

修學旅行とその對象としての東京……………東京市設案内所長 清水 照男……………一二一

特色ある中等學校の施設



我が校に於ける藤蔭寮の生活……靜岡縣立藤枝高等女學校校長 小倉 隆藏……一三五

本校の畜産……熊本縣立阿蘇農業學校……一四二

本校に於ける當業者指導實況……岩手縣立盛岡商業學校校長 加茂 秀雄……一四五

最近に於ける外國の學校を觀て

ドイツの職業教育について……文部省在外研究員 山口高等商業學校教授 河村 東洋……一四九

訓令……文部省訓令第十八號（昭和十二年度文部省所管學校及圖書館歲入歲出豫算科目表中追加）

——同第十九號（地方社會教育職員定員中改正）——發文九一號（文部省分課規程中改正）

——同（文部大臣官房體育課事務分掌規程改正）……一五七

告示

文部省告示第二百十八號（國府臺學院高等實踐女學校設置認可）——同第二百十九號（和歌

山實業學校同上）——同第二百二十號（第二岩佐高等女學校改稱認可）——同第二百二十一

號（天台奈比叡山中學廢止認可）——同第二百二十二號（東京市杉並商業學校設置認可）——

同第二百二十三號（千葉縣安房高等家政女學校同上）——同第二百二十四號（奈良縣高田實

科女學校名稱變更認可）——同第二百二十五號（セルバンドン日本人小學校恩給法指定）

——同第二百二十六號（青州日本人會立青州尋常高等小學校同上）——同第二百二十七號



（東京市麹町區商業學校名稱等變更認可）——同第二百二十八號（香川縣琴平實科高等女學

校設置認可）——同第二百二十九號（師範學校中學校高等女學校教員無試驗檢定取扱許可學

校中元東北學院專門部及東北學院ノ項改正）——同第二百三十號（加茂朝學校本科卒業者ヲ

中學校卒業者ト同等以上ト指定）——同第二百三十一號（千葉縣長生家政女學校設置認可）

——同第二百三十二號（教員無試驗檢定指定定學校名及學科目中改正）……一五八

通牒

師範學校中學校高等女學校教授要目改正ニ關スル件——實業學校諸

規程中改正及實業學校教授要目制定ニ關スル件——中等學校修身公

民科教授要目ニ關スル件——中等學校教授要目改正及制定等ニ關ス

ル件……一五九

敘任及辭令……（自昭和十二年四月二十一日至同三十日公表ノ分等）……一六四

彙報

文化勳章拜受者——講師囑託並解囑——中等學校新教授要目講習會——第三回師範學校專

攻科高等女學校高等科及專攻科教員試驗檢定合格者——教員免許狀擬奪——檢定教科用圖

書——蓄音機レコード推薦——實業學校校長認可——（レン・ケラー）女史歡迎講演會開催

——「ひとのみち教團」所屬教會所閉鎖——淨土宗教令教師檢定條規等中改正——法人設立

許可——歸朝——轉任——退職——死去……一七六

文教問答

地方學事消息

一八八

一八六



學校備附ピアノ及オルガンの 管理に就いて

東京音楽學校樂器掛

緒言

總ての樂器がその保存上や取扱上の注意の如何に依つてその樂器の壽命に甚大な影響をもつといふことは言ふ迄もない事で、全國の小學校、女學校を初め諸學校に備附してあるピアノ又はオルガンの管理宜しきを得ない爲に招く教授上並に經濟上の損害は可成り莫大なものの上であらう。

樂器取扱の心構へは一言にしていへばその樂器を愛するといふ事でなければならぬ。この心構があつてこそ初めて樂器の音律を正確に保たしめると共に、壽命を長くもたせることが出来るのである。だから學校が先づ職員生徒全體に對して樂器を愛し、尊重するといふ觀念を抱かしめる事が何より大

切である。それに次いで樂器の構造に對する常識を持たしめ、樂器を如何に取扱ふべきかといふことを知らしめて置かなければならぬ。

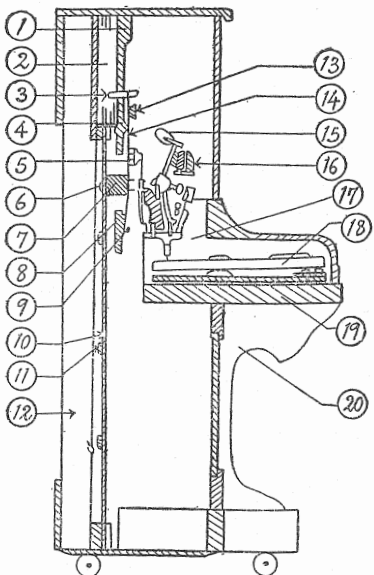
樂器の中でも特にピアノ及オルガンの如く微妙なる働きを有し精巧にして複雑なる機械樂器に於ては、是が管理には格別周到なる注意が肝要である。然るに世間には往々ピアノやオルガンの機能や構造に對する知識を缺くために、全然一箇の家具に對すると同様の取扱をして居るのを見受けるが、それは二十年の樂器の生命も十年にして使用に堪へざる状態になつて了ふであらう。

樂器の取扱や保存に關する知識を得るためには、先づ其樂器が如何なる材料を以て組立てられて居るかといふことから考へねばならぬ。

一 ピアノの構造に關する概略的説明と諸注意

ピアノ斷面圖

略圖



- | | | |
|----|--------|------|
| 1 | 鐵 | 骨板 |
| 2 | ピン | 受 |
| 3 | チューニング | ボタン |
| 4 | ダッ | 胸 |
| 5 | ソ | (長) |
| 6 | 胸 | 骨 |
| 7 | 鐵 | 板 |
| 8 | プレート | 棒 |
| 9 | 響 | 柱 |
| 10 | 響 | ハ |
| 11 | 支 | マ |
| 12 | 絃 | ー |
| 13 | ハ | ン |
| 14 | マ | レ |
| 15 | ー | ン |
| 16 | ハ | ク |
| 17 | シ | ン |
| 18 | ン | 盤 |
| 19 | 受 | (キー) |
| 20 | け | |

學校備附ピアノ及オルガンの管理に就いて

一、外廓 乾燥せる木材を膠及木ネジを以て組合せ、外面の塗裝に就いては國產ピアノの多くは我國獨特の漆を以てし外國製ピアノの多くはアルコールに溶解せる塗料を用ふ。

注意 濕氣、日光、暖房の熱等の直射、アルコールを含む液にて拭ふ事などは嚴に禁すべきである。

二、内部

(イ) 發音體 ワイヤー(絃)には非常に張力に堪へ得る特殊鋼質の裸線を用ひ、低音部の約四十本は其上に銅線を被覆せるものを用ふ。稀には軟鐵線を卷いたものもある。このワイヤーは非常なる緊張を以て張られ、其張力の合算は約三萬六千封度にも達する處の驚くべき強力なものである。

注意 此ワイヤーは鍍金等を施す事は音色に多大の惡影響を及ぼすので、裸線を用いてあるため錆を生じ易く、特に濕氣を禁じ、手の脂等をつけない様に注意を要する。甚しく錆を生じた場合は音色不明朗になり遂に斷線の惡結果を來すこととなる。

(ロ) 鐵骨 ワイヤーの張力を支へるために良質の鑄鐵の鐵骨を用ふ。ピアノの重い理由は主としてこの鐵のためである。

(ハ) ビン板 ワイヤーの一端を鐵製ビンに捲きつけ、此ビンを楓の如き堅き材質の板敷枚を縦横に張り合せたるものに植へつけて、ビンと木板との摩擦によつて絃の張力を保持する重要な役目を持つ木板である。而してこのビンを廻して絃の張力を加減するのである。ピアノがよく調子を保つと云ふ事はこのビン板の摩擦力の如何による事が主で、良く乾燥された最も良質の材木を敷合せて製造される事を必要條件とする。

不良ピアノに於てよく見る乾燥不充分なる木材を二三枚使用せるビン板は、少々ストーブ火氣の乾燥により、忽ちそのビンが弛み、調子が保ち難くなる。

注意 極度の乾燥は絶対に注意すべきである。

(ニ) 響板 鐵骨の後方に全面的に仕組まれてあり、ピアノの裏面より見える平面の板がそれである。

極度に乾燥せる松材を用ひて作る。其一部に木製の駒が取付けられ、それにワイヤーの一部が架けられてある。ワイヤーに與へられたる振動は駒を傳つて響板の廣い面積の振動に移して音の擴大をはかる装置である。

ワイヤー、駒、響板の關係を最も簡單な構造のヴァイオリンに就て説明すれば、ヴァイオリンの響板は表板である。響

は悪くなる。甚しきは絃より駒が下つて兩者間に隙を生じ雑音を發する事がある。

(ホ) 打絃装置即鍵盤竝にアクション 指頭にて鍵盤を打つ時その力はアクションなる機構を通じてハンマーフェルトを働かしめ、そのハンマーが絃を打つと云ふ装置が打絃装置である。アクションは楓類の木材よりなる槓杆と、多少の針金を補充し各摩擦部分にはフェルト、クロス、柔皮類を用ひて摩擦により生ずる雑音を防いである。其他少部分のスプリングを用ひてある。鍵盤は松材を主體とし、表面指頭の當る部合には象牙又はセルロイドを貼り、黒鍵には黒檀を用ふるを普通とする。

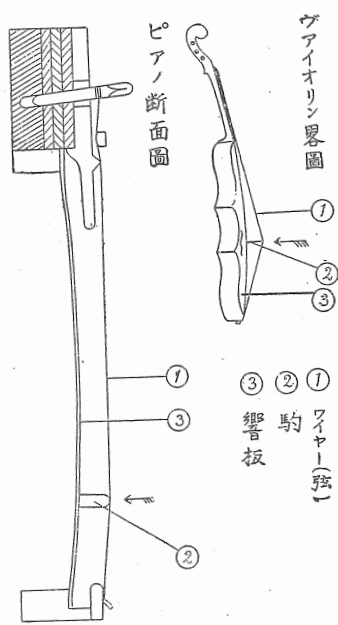
注意 以上複雑なる機構は各々重要な役目を持ち、

其中の一部が故障を起しても全然打絃の機能を失ふ。最も被害の多きは濕氣である。故に若し濕氣を與ふる時は、摩擦部分のクロス皮類は圓滑輕快なる働きを失ひ、遂に活動を停止する。又膠で貼られた鍵盤象牙は濕氣の爲め剝脱する事がある。又濕氣を持続する時は特種金屬のスプリングは變質して遂に折損の故障が續出する。總て此部分にあつては濕氣は絶対に禁物である。

(ヘ) 其他ペダル等に關しては其構造は一見して明かである

學校備附ピアノ及オルガンの管理に就いて

板にはワイヤーよりの壓力が矢の方向に絶へず加つてゐる。此の壓力は共鳴の條件には最も重大なる關係がある。故に響板は十分絃の壓力に堪へ得られる事、而して十分乾燥せる木理の揃つた良質の木材を以て製せられ絃振動を容



易に共鳴し得る敏感性を持つ事の二つの條件を必要とする。

注意 若し甚しき乾燥、濕氣、熱等を與へる時は響板

の材質は變質を來し、壓力に堪へられず、絃と反對の方向に彎曲低下する場合が屢々ある。然る時は一定の絃の壓力は減じ共鳴の度合は著しく低下し、従つて音量は減じ音色

るから特に注意すべき事項もないから省略する。

二 樂器保存上の常識

濕氣 我國は歐米に比して濕度非常に高く、樂器保存上非常に不適當な氣候である。濕氣の樂器に及ぼす害は前述の通り恐るべきものであるから、我國に於ては特に慎重なる注意と研究とが必要である。

樂器室の理想的濕度として毛髮濕度計にて七十%程度を最も適當とする。出來得れば樂器室には濕度溫度の計器を具備して常にこれに注意を拂ひ度い。

乾燥 國産ピアノは概して濕氣には割合強いが乾燥には比較的被害を受け易く、外國製ピアノはそれと反對に乾燥に強く濕氣に弱い様である。

冬期の乾燥期等に暖房のため溫度華氏七十度以上にも上昇せしむる事は危險である。六十度位を理想的標準溫度とし、瓦斯ストーブ以外の暖房には乾燥を防ぐためにストーブの上に水槽等を具へて調節する必要がある。

溫度 溫度七十度以上に上昇する時は熱の被害を伴ふ。又急激なる溫度の變化は避くべきで、急に二十度も溫度を上昇

せしむる様な際には室内の空氣の溫度とピアノ自體の溫度との間に非常なる差を生ずる爲に空氣中の水分は低温なる樂器の内部の各部に凝結し、種々の害を及ぼす事は濕氣の害に同じである。又溫度の高低により絃は膨脹或は收縮を來し音律に狂を生ずることがあるから、樂器室の溫度は加熱するにしても又冷却するにしてもなるべく徐々に行ひ急激に溫度を變へない様にするのである。

暖房に對する注意 石炭ストーブやステイムは乾燥せしめるだけであるが、瓦斯ストーブは濕氣の害を與へる。即ち燃料の石炭瓦斯中には五十%位の水分が含まれて居り燃焼の際には多量の水蒸氣を發散するからである。然るに往々瓦斯ストーブ上に水槽をおき水蒸氣を發散せしめてゐるので、其結果は濕度が倍加してゐる譯でピアノにとつては斯うした事は嚴に警戒せねばならぬ。

土地 海岸地方などの潮風の吹く場所に在る樂器は非常に損傷し易い。潮を含んだ濕氣は金屬部の腐蝕摩擦部の不圓滑等普通の濕氣以上に甚だ惡性の害を及ぼすものである。斯うした場合には特に防風、防濕に特別な注意をせねばならぬ。又濕地を埋め立てた地所や窪んだ所の濕地等は特に調律師に防濕の手當を施さしめなければならぬ。又山間等霧の多い

地方は濕氣が多いから注意を要する。内地では特に乾燥地として其被害の特に甚だしい所はないが、朝鮮滿洲等は相當乾燥地であるからピアノの保存には平生相當の注意を拂ふ必要がある。

置場所の選擇 樂器の置場所もやはり人體に適した室が最適な譯である。

(イ) 床下の排水設備及通風よく又風雨に對しても十分な設備を有する南向の明るい日當りのよい室が理想的で、建物の周圍に樹木の多く繁茂し從つて日當りの悪い家など最も濕氣多く樂器保存上不適當である。

(ロ) 外氣が觸れ易い處、日光の直射する窓際は避けなければならぬ。

(ハ) 外壁に接して置くと屋外の濕氣を受ける虞れがある。

(ニ) 暖房に接近せしめ局部的に高熱を受けしめる事は塗装は元より、構造上にも大害があるから、止むを得ない場合は間に衝立などを置いて溫度を調節する。

氣候の變化 我國に於ては冬、秋は比較的乾燥期で安全であるが、春から夏にかけての六、七、八、九の四ヶ月は相當濕氣があり、就中梅雨期に至つては最も甚しい。其他にても、

ぬ。

雨天の日、雨含みの強風の日、霧のかゝつた日、夜間の外氣等最も濕度の高い時である。樂器の外壁、窓硝子等に水滴溜り曇りを生ずるやうな時は樂器の内部にも必ず濕氣が入つてゐる。斯様な場合には炭火かストーブで室内を乾燥せしめねばならぬ。

蟲害 細部に渡つて使用される羅沙類を犯す衣蛾蟲の害は相當恐るべきものである。繁殖頗る早く僅かの間に殆んど全部の羅沙類を喰ひ盡し機能上の故障も續出する事が往々ある。ピアノには相當高價なる外國製羅沙フェルト類が使はれてゐるから、是が修繕取替へには相當多額の費用を要する。この豫防法としては、完全にピアノの蓋をしておく事、内部を清潔に保ち調律する毎に蟲の有無を検査させる事、若し發見せる時は徹底的に分解掃除してから後強力な防蟲劑（現今にてはバラ腦ポドン等）を多量に入れて豫防をすること。

此害蟲の最も被害の甚しいのは幼蟲の時代で四月頃から十月頃にかけてである。五月中旬になると羽化して卵を生みつけ卵は直ちに幼蟲となり活動を初める。鍵盤の隙間から蛾が現はれたり、蓋の裏に圓筒狀の鞘が附着し居る事があるが、斯様な際は必ず蟲が棲息してゐる證據で、發見次第直ちに調律師に依頼して被害を少部分に止める様な方法を講ぜねばなら

ピアノの調律と整調 常に音律を正しく絃の張力を平均させアクションを整調して正當なる働きをさせておく事は、保存上最も重要な事で變則のまゝ使用を續けることを避けないと磨滅損傷の時期を早める。又一方學校音樂教授上、音律の正確なることは絶対に必要であつて、家庭に於けるピアノの音律以上に重大な事は言ふ迄もない。

然らば一年に何回位の調律をしたならばよろしいかと云ふに、之はピアノの使用程度及びピアノの良否によつても異なり、一概に決められないことであるが、家庭で二回調律するとせば學校に於ては少くともその二倍の四回を必要とする。

然し經費の關係上年四回の調律が不可能なる場合は、最少限度として年二回は絶対に必要である。

二回の場合は冬季暖房により亂調を來して居るから四月頃に一回と九月に一回が適當であらう。而して年三回の場合は二三月頃第一回、梅雨期を過ぎた後濕氣の被害の手當と防蟲のため七月頃第二回、十一月頃第三回の調律其他の手當をするのが適當と思はれる。

尙一般に新しいピアノ程調律の必要も少ない様に考へられる事があるが、事實は全然反對で新しい中は未だ各部分が落

着かず音律も狂い易く他の故障(鍵盤等の)がある事が多い。良品にては一年半から二年になつて丁度總てのコンディションが整つてくるものであるから新しいうち程頻繁の調律を必要とする。

標準基準

中央C音よりオクターブ上のC音、或は其すぐ下のA音の振動数を決めて基準音の絶対値としたものである。今甲學校の樂器と乙學校の樂器に於ける同じ音例へば中央のハ音に就いて調べて見た結果それが異つた高さであつたとすると、音樂上重大な誤りとなり又他の樂器と合奏する場合に不便を來すことは云ふ迄もない。特にピアノ、オルガンは音樂の基準として用ゐられ、重要な位置にある樂器であるから基準の高さを厳正に保たしめなくてはならぬ。

此基準については時代によつて多少の差異はあつたが古來より歐洲に於て屢々その音の高さが決議されてゐる。

十六、七世紀頃には一般に高いビッチが用ひられて居たが其後次第に下り、十八世紀頃には最低となり、其後又高くなつて來てゐる。現在我國に於ては一八八五年ウィーンの會議で決められた「音五一七、三振動、a'音四三五振動の所謂國際高度(インターナショナル、ビッチ)」が標準として用ひられてゐる。然し近來歐米では一八三四年獨逸ストウツトガル

に引上げる事は非常に危険である。音律引上げには慎重に検査し乍ら徐々に少しづつ調律する事を忘れてはいけない。而して今日に於ても地方では國際ビッチさへも完全に實施されて居るや否やは甚だ疑問であるから、よく調律技師と相談してせめて國際ビッチだけでも完全に保持する様に努めたい。而してこの標準となる「g及a'の音又は各地の樂器店で販賣してゐる。

三 オルガンの構造に関する概略と保存上の常識

我國で單にオルガンと呼ぶ樂器は正確にはリードオルガンと稱すべきもので、歐米では單にオルガンと云へばパイプオルガンを指すものである。さてリードオルガンには二種あつて現今學校や教會等に廣く用ひられてゐるのはアメリカン・オルガンで、他の一種はハルモニウムと云つて我國では稀に使用されてゐるに過ぎない。アメリカン・オルガンもハルモニウムも構造上からは共にリード(笛)を發音體とし之に空氣を觸れしめてリードの瓣の振動によつて發音する機構になつてゐる點では同様であるがアメリカン・オルガンは外部の空氣を吸込んで瓣を振動させ、ハルモニウムは樂器中の空氣を吹

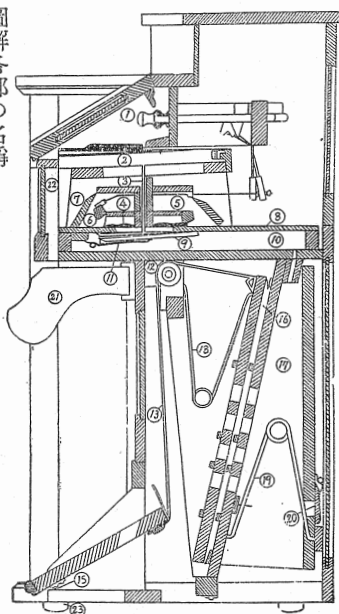
學校備附ピアノ及オルガンの管理に就いて

トの會議で決定した「五二三、二振動、a'四四〇振動のビッチが多く用ひられて居る様である。此ビッチの名稱はニュー・フィルハーモニック・ビッチ或はコンサート・ビッチと呼ばれてゐる。これは我國でも最近音樂會等に使用される傾向がある。此ビッチは前者に比して少々高いために、管絃樂の場合に絃樂器は緊張力が上つて演奏効果上有効であり、管樂器は演奏中温度の上昇につれて音が高くなつて來る性質があるため高いビッチにしておいた方が便利であると云ふ理由から追々用ひられる様になつて來た。東京音樂學校に於ては今直ちに高いビッチに改正する必要も認められないので、新しいピアノから順次改正して行く方針である。

一般に古いピアノの永年定つたビッチを急に引上げる事は、種々の故障と危険を伴ふ故に慎重に行はなくてはならない。急にビッチを上げると、絃の緊張力が急激に増しその爲第一に起る危険は斷線の恐れのある事である。

第二には急に響板に對する絃の壓力が加はるために、永い間濕氣等により脆弱なる状態になつてゐる響板は忽ち低下を來す様な惡結果を招く事がある。第三には新ビッチに慣れるまで音律の保持が悪くなる等の不便は避け得られない事である。兎に角音律の低くなつてゐる古いピアノを半音以上も急

アメリカン・オルガン斷面圖



圖解各部の名稱

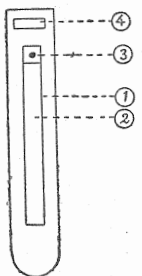
- | | |
|--|--------------------------------|
| ① Stop knob
ストップの頭 | ⑫ Bellows soller
滑車 |
| ② Key board
鍵盤 | ⑬ Pedal webbing
ペダルと小輪を繋ぐ紐 |
| ③ Pitman rod
鍵盤とバルブの間を
聯結する桿 | ⑭ Pedal
踏板 |
| ④ Reed
鍵盤(發育體) | ⑮ Pedal hinge
踏板的蝶番 |
| ⑤ Mute
笛に至る空氣を遮斷
したり開いたりする
蓋 | ⑯ Small bellows
小輪 |
| ⑦ Wind cover
Forte と書いてある
ストップに聯結し其
開閉によつて音量の
増減をする蓋 | ⑰ Great bellows
大輪 |
| ⑧ Saunding board
響鳴板 | ⑱ Wire bellows spring
小輪のバネ |
| ⑨ Valve
瓣、空氣箱と笛との
間を堺す | ⑲ Wire bellows spring
大輪のバネ |
| ⑩ Air chamber
空氣室 | ⑳ Safety valve
安全弁 |
| ⑪ Valve spring
瓣を押へてゐるスプリング | ㉑ Knee smell
増音器 |
| | ㉒ Key slip
前透しのある板 |
| | ㉓ Caster
脚輪 |

出してリードを鳴らす點が異つてゐる。

其他の機構は差がないから本文にはアメリカン・オルガンに就いて説明して置く。

右の圖解に就いて其機能の進行状態を概略説明して見ると、先づベタル(14)を踏み小輪(16)を煽つて大輪(17)及空箱(10)中の空氣を排除して樂器中の空氣を極めて低壓の状態にして先づ發音の準備をする。次にストップ(1)を引出すとリード(4)の蓋(6)は開けられてリードは外界の空氣に露出する理となつてゐる。これで準備が出来たから次に指頭にて鍵盤(2)を押すとピットマンロット(3)によりバルブ(9)を下方に押し開けることになり、忽ちバルブの上方にあるリードの隙間から外界の空氣がバルブを通じて低壓なる空氣箱中に浸入して來て、リードはその風の爲め振動して發音し、響板(8)に共鳴擴大されて樂音となるのである。

發音體リードの略圖



①の部分にある狭い隙間から空氣が入つて②の眞鍮製の瓣を振動させる。③は瓣を止めたる釘、④は修理の際等出し入れに便利のための溝。

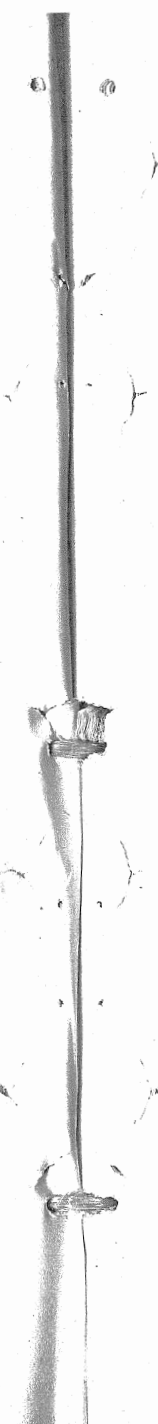
以上で機構上の大體の説明を終り次に保存上注意すべき事項を述べる。

四 オルガン保存上の注意

リードオルガンはピアノと異り其構造が張力と戦ふ必要もなく、はるかに安定された状態にあるため、危険性も少なく又音律の狂いも少い。然し其運用を誤つた時は屢々修理を必要とし遂には大修理に依らなくては回復しない様な状態に至る。

第一に注意すべきは亂暴な使用は禁物で、常に正しい状態に於て使用する事が肝要である。變調を氣付いた場合は使用を續けてはならぬ。一例を舉げれば常態でベタルを二つ踏めば發音する處を、四ツも五ツも急速度に踏まなければ完全に發音しない様に變調を來し居る場合、そのまゝ無理にベタルを踏み乍ら使用を繼續して居るとすると、忽ち輪のバネ(18)は折損し、ベタル蝶番(15)は磨滅し、眞田紐(13)は切断し、輪のゴム引布(16)は破れる、等の破損を來す結果を招く。

右の様に空氣保ちが悪く、ベタルを加速度的に踏まなければ發音しない場合、その原因は主としてゴム引布が少しく破



れて居る時、又は變質を來して空氣の漏れる時、或は木質部の膠が切れ、隙を生じ空氣が漏れる時等によるのである。このやうに變調を來した場合は直ちに原因を發見し手入して置けば極めて少部分の修理で済むのである。

要するに變調を一時も早く感知して其原因を直ちに除く手段を講じておくこと云ふ事が保存上何よりも重要な事である。

濕氣による害

過度の濕氣にあへば木質部の膠は剝離して空氣漏れを生じ、羅沙類は膨張して磨擦部の圓滑を缺く。又内部に數多の針金スプリングを使用してあるため、これに錆を生じて遂には折損し、又輪のゴム引布、バルブの柔皮は濕氣を受けた後に乾燥することによつて變質を來し、遂に空氣漏れの重大なる故障を生ずる。

金屬性のリードには水滴が溜り、そこへ空氣と共に外界の埃を吸込むために瓣の上に埃が附着して音律に狂ひを生じて來る。ピアノの場合と同様濕氣は最も被害が多いのである。

乾燥による害

過度の乾燥は外廓の用材に狂ひを生じ、内部に於ては響板、空氣箱、輪等の木質の接合點の剝裂を生ずる。又濕氣の項に述べたやうに濕氣の後に來る乾燥によつて受ける故障は相當多い。日光の直射、暖房等極度に乾燥を與へるものは注意すべきである。

學校備附ピアノ及オルガンの管理に就いて

塵埃 アメリカン・オルガンは吸込式であるから、埃を樂器中に吸込み種々な故障を起す。オルガンの最も屢々起る故障は所々發音しない笛が出来ることで、その原因の大部分は埃が瓣の隙に附着して振動を妨げるためである。學校等の如く埃の多い所で使用されるオルガンに此種の故障を最も多く見受けられる。又濕氣の爲め音律に狂ひを生ずる事もあるから樂器室は特に清潔にして濕氣と乾燥に注意したい。

其他は前述の諸注意の項を参照されたい。

修理に關する注意 先づオルガンの變調破損を來した場合はその箇所や程度を調査せねばならぬ。

元來オルガンの修理には非常に部分品の取替へを必要とする場合が多いから、修繕技師を呼ぶ時は前以つて故障箇所やその程度を説明して、出張の際に部分品を携帯する様に注意すること、更に一歩進んで部分品を製造元から取寄せて取替等の小修理を自分で行ふことも出来るのであるから出来るだけオルガンの構造上の豫備知識を具へておく様にしたい。次に部分品の注文要領を左に記して置く。

一、樂器の製造元會社名を記すこと。

二、其樂器の製造元會社で附けた號番例へば『何號オルガン』と記入すること。若しこれが明瞭でない場合は定價

何圖の品と記すこと。

三、圖解説明の名稱によつて破損箇所を説明し特に取替へを要するもの例へば『小鞆バネ右或は左』等となるべく詳細に説明して注文する事。

五、本校に調律技手を置く

以上でピアノ及オルガンの管理に就いては大體説明したと思ふが、結論としては是非述べて置き度いことは學校専門の樂器調律師を置いて不斷にその手入れをせしめる必要があるといふことである。

本校に於ては從來は樂器會社に命じて其會社の調律師をしてピアノ及オルガンの手入れや調律を行はしめて居たのであるが、近年頗る樂器の増加を來し、従つて調律も繁多となつたので一々外部の會社の手を通して居ては教授上の不便は勿論のこと經濟上から言ふても好ましき事ではないので、乗杉校長は、本校職員として責任をもつて樂器調律やその手入れに當る技術者を置くことが本校として最も時宜に適したことを思惟され、之を文部省に提議されたのである。幸ひ之が當局の認むる處となつて昭和五年五月勅令第九十七號及第九十

八號を以て本校職員中に技手(判任官)一人が増員されることとなつたのである。

爾來七年を経たが、その結果教授上に得る處多きは無論のこと樂器の保存上並經濟上に蒙る利益は尠からざるものである。

六 各府縣に調律師を置くこと

依つて本校の如上の經驗からして各府縣に於ては夫々學務部に樂器調律師を置き、専ら管下各學校の樂器調律やその手入れに従事せしめる様にするとは、我國の音樂教育の現状からして最も有效且適切なる企ではないかと思ふので、敢てここに各府縣當局が調律師制度の設置について考慮されんことを切望する次第である。



要摘畫計行刊報時部文

一目的 本省行政ニ關スル法令竝ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔書勅語法律

勅令
閣令
省令

訓令
告示
令(例規トナリ)
告示
自來水(例規トナリ)又ハ一般

通牒(ノ参考トナルモノ)

王邑、班固、班固、班固
 表
 質
 蜀
 應
 答
 同答シタルモノ
 復命書及報告書

講演、講話、談話	仁彦、凶愈、余仁、余熏	研究調查	表
統計	征台書、万幸台書	系統	章

人 事 公 告 寫 真

編輯纂 文部時報編輯纂ノ爲編輯委員長並編輯委員若干名ヲ置ク

編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ

命ス

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ

文部時報報告委員、各郵局課ノ理事官、屬、屬氏等ヲ以テ之ニ充ツ
資料蒐集ノ爲省內各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク

必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得

發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ每月三

同ノ日ヲ發行期日トス

定 價		表 價		料 告 廣	
一	部	金 貳 拾 錢	送 料 共	廣 告 料 是 一 頁 五 拾 圓 二 分 / 一 頁 參 拾 圓、 四 分 / 一 頁 拾 八 圓 と す 掲 載 頁 數 は 壹 部 毎 に 拾 參 頁 を 超 ゆ る こ と を 得 ず 右 文 部 省 の 御 指 定 に 依 つ た も の で す	
一 ヶ 月	金 六 拾 錢	送 料 共			
六 ヶ 月	金 參 圓 六 拾 錢	送 料 共			
一 ヶ 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送 料 共			
臨 時 増 刊 又 は 増 大 號 發 行 の 節 は 別 に 代 金 申 受 け ます 御 註 文 は 總 て 前 金 に 願 ひ ます 前 金 切 れ の 場 合 は 送 不 いた し ませ ン					

廣告料は一頁五拾圓とす
二頁一頁參拾圓
三頁一頁拾八圓とす
掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
右文部省の御指定に依つたものです

昭和十二年五月十一日發行
（第五八四號）

本號二限り定價金四拾鎊
東京市麴町區土手三番町十三番地

發行所 大谷仁兵衛
横濱市磯子區磯子町字間坂千六百七十番地

印刷者 大庭 公平

印刷所 行政學會印刷所第二工場

電話牛込二九九六番

發行所 帝國地方行政學會
東京市京橋區銀座西七丁目一番地

電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替貯金口座東京十三番